

▶条例の目的

●八戸市が発注する建設工事や業務委託などの「公契約」に従事する労働者の適正な労働環境を確保することにより、公共サービスの品質確保や地域経済の活性化を図ることを目的としています。

▶公契約とは

●国や地方公共団体（市町村）などが発注する公共工事や業務委託などの契約のことです。

▶「公契約条例」とは

●公共事業の発注者である市と、受注者である事業者が協力して、公共事業で働く労働者のより良い労働環境を確保し、公契約の適正な履行と品質確保に取り組むための条例です。

▶条例の適用範囲

●八戸市が発注するすべての工事又は製造の請負、業務委託その他の契約。
●八戸市と指定管理者が締結する指定管理協定。

▶「公契約条例」によって

- 発注者である八戸市は、契約を締結する事業者が労働基準法などの労働関係の法律をしっかりと守っているか確認したり、守るように指導したりすることができます。
- 受注者である事業者は、労働関係の法律をしっかりと守り、労働者の適正な労働環境を確保する責任があります。
- 市と事業者の責任を明らかにすることで、労働者が安心して働くことのできる適正な労働環境の確保と公共事業の品質の確保に取り組んでいきます。

お問い合わせ

〒031-8686
八戸市内丸一丁目1番1号
八戸市財政部契約検査課
電話 0178-43-2133
FAX 0178-43-2722

八戸市公契約条例について
詳しくはホームページへ

八戸市 公契約条例 検索



適正な労働環境の
確保を目指して

八戸市 公契約条例



令和3年4月1日施行
八戸市

受注者となる 事業者の皆さんへ

▶適正な労働環境を確保しましょう

労働基準法、最低賃金法などの労働や雇用に関する法令を遵守し、労働者の適正な労働環境を確保してください。

▶適正な価格による契約に努めましょう

市では、市場の取引価格や国が定める労務単価などを考慮した上で予定価格を定めています。事業者の皆さんも、入札や下請契約を締結する際には、労働者の適正な労働環境が確保されるよう、入札や下請金額の積算をお願いします。

▶市内事業者の活用に努めましょう

市では、地域経済の発展のため、市内事業者の受注機会の確保に努めています。事業者の皆さんも、資材調達や下請業者の選定の際には、市内事業者の積極的な活用に努めてください。

労働者の皆さんへ

▶労働環境は守られていますか？

公契約に関する業務に従事する労働者は、事業者が八戸市公契約条例や労働関係法令に違反している疑いがある場合は、八戸市に申し出ることができます。

最低賃金より
低い…
休日がない…

- 事業者への調査
- 是正指導
- 関係機関への通報



申し出



(労働者)

八戸市

適正な契約手続き

- ▶適正な予定価格・履行期間の設定
- ▶市内事業者の受注機会の確保
- ▶労働環境の確認

労働者

質の良い業務の提供

- ▶適正な労働環境の下で
質の良い業務の提供

公共サービスの品質確保 地域経済の活性化

事業者

適正な労働環境の確保

- ▶労働関係法令の遵守
- ▶適正な価格での入札・契約
- ▶市内事業者の積極的な活用
- ▶対等な立場での合意に基づく下請契約

<予定価格 1億5千万円以上の工事請負契約>

事業者は、賃金台帳や労働環境などの報告書を作成・提出することになります。